

我が国の選挙運動規制の起源と沿革

—大正 14 年普通選挙法制定の帝国議会における議論を中心に—

佐 藤 令
丸 本 友 哉

- ① 我が国の公職選挙法は、選挙運動の時期、主体、方法について厳しく制限しており、「べからず法」と呼ばれるほど、禁止される選挙運動が多い。諸外国にも最低限の選挙運動規制は存在するが、選挙運動の方法について制限する制度は、他の主要先進国に見ることはほとんどできない。
- ② 厳しい選挙運動規制が導入されたのは、大正 14 年の衆議院議員選挙法においてである。戸別訪問の禁止や文書図画の制限といった厳しい選挙運動規制を象徴する規定はこの時に導入された。併せてイギリスに倣って選挙運動費用の制限も行うこととした。しかし、同法は男子普通選挙を導入した法律でもあるため、帝国議会での審議は選挙資格についての議論が中心となり、選挙運動規制についての議論はあまり多く見られない。
- ③ 選挙運動規制を行うこととなったのは、政府によれば、政界の腐敗が大きな問題になっていたためである。腐敗の最大の原因は莫大な選挙費用にあると考えられていた。選挙の公正を期し、選挙費用を抑制し、資力の乏しい候補者であっても競争可能とするために、選挙運動費用を制限し、選挙運動方法を制限した。しかし、選挙運動規制は、新人候補者にとって不利になるため、現職議員の保身策ではないか、との指摘もあった。
- ④ 戸別訪問を禁止する趣旨は、「買収など不正の機会をなくすため」及び「情実や感情ではなく、人物識見や主義政策に基づいて投票するため」の大きく 2 点に集約される。議員の中でも禁止への反対論は見られなかった。
- ⑤ 文書図画の制限は、その詳細を命令に委任していた。制限そのものへの反対論はあまり見られないが、制限の内容を命令に委任することについて議員から批判がなされている。政府は命令の草案を示し、ポスターなどの掲示を主な対象とする旨答弁している。当時は有権者に配る文書については特に制限されてはいなかった。
- ⑥ 選挙運動費用の上限は、前回の大正 13 年総選挙の平均選挙運動費用の約 6 割とされることとなった。これは、選挙運動の規制を行うことや選挙公営を実施することなどにより選挙運動費用を少なくすることが可能であると見積もった結果である。この費用制限に対して野党は反対し、規定を削除する修正案を提出している。また、企業等が自己の利益のために選挙運動費用を提供することを禁止すべきである、との意見があった。
- ⑦ 最後に参考資料として、現行の公職選挙法において規制されている選挙運動方法について、個々の規制の概要を整理するとともに、その導入の背景や今日までの大きな改正点などをまとめた。

我が国の選挙運動規制の起源と沿革 —大正 14 年普通選挙法制定の帝国議会における議論を中心に—

政治議会課 佐藤 令
政治議会課 丸本 友哉

目 次

はじめに

I 選挙運動規制全般

II 戸別訪問の禁止

III 文書図画の制限

IV 選挙運動費用の制限

おわりに

別表 現行法における選挙運動規制の概要

はじめに

選挙運動とその規制の意義については「選挙運動は、各候補者の人物、政見等をも含め選挙人に対してなにびとを選挙すべきかの判断の基礎を与えるものであって、その点からすれば、選挙運動は可能な限り自由にすべきである。ただ、無制限な自由を認めると、ややもするとその選挙が財力、威力、権力等によってゆがめられるおそれが生じる。このため、選挙の公正を確保するためには選挙運動に一定のルールを設け、そのルールに従って選挙運動が行われるようにする必要がある」⁽¹⁾と解説されている。

しかし、我が国の選挙運動規制は、「『選挙の

公正』という立場から、欧米の法制に比して、きわめて厳しい規制を選挙運動に対して加えており、自由選挙の原則が十分に実現しているとはいえない状況にある」⁽²⁾と指摘されている。その規制は、選挙運動の時期、主体、方法について制限を加えるもので、「べからず法」と呼ばれる⁽³⁾ほど、禁止される選挙運動が多い。文書図画の制限に見られるような、禁止される選挙運動を限定列挙するのではなく、選挙運動を包括的に禁止し、その禁止から除外されるものを法文に規定する方式は、「包括的禁止・限定的解除」と言われており、昭和初期に始まり⁽⁴⁾、現在まで続いている⁽⁵⁾（各種選挙運動規制が導入された年については表1を参照）。

諸外国にも最低限の選挙運動規制は存在する

表1 各種選挙運動規制が導入された年

	明治33年	大正14年	昭和9年	22年	23年	27年	29年	平成元年	22年現在
文書図画の頒布・掲示		●							→
文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為				●					→
新聞広告				●					→
演説会					●				→
街頭演説					●				→
連呼行為						●			→
放送設備の使用						●			→
選挙事務所		●							→
休憩所等		●							→
自動車、船舶及び拡声機の使用					●				→
戸別訪問		●							→
署名運動						●			→
人気投票の公表						●			→
飲食物の提供					●				→
気勢を張る行為	●								→
あいさつ状						●			→
あいさつを目的とする有料広告							●		→
選挙期後のあいさつ行為			●						→

※ この表は、現行の公職選挙法で規定されている選挙運動の方法による規制が、何らかの形で導入された年を示したものである。当初は、法律ではなく、政省令や衆参各院による申し合わせなどによって導入された規制もある。ただし、規制の多くは、時代によってその内容や形式を変えている。詳細は「別表 現行法における選挙運動規制の概要」を参照のこと。

(出典) 筆者作成

- (1) 選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法（第14次改訂版）』ぎょうせい、2007、p.176.
- (2) 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ（第4版）』有斐閣、2006、p.22.（高見勝利執筆）
- (3) 新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）「政権選択時代の政治改革課題に関する提言」2010.4.16、p.41.（<http://www.sec.jp/pdf/20100416-1.pdf>）；「風見鶏 亀の歩みの公選法改正」『日本経済新聞』2009.5.3. など。
- (4) 文書図画の制限は大正14年から始まっているが、包括的禁止・限定的解除の方式となったのは、文書図画の掲示については昭和4年から、文書図画の頒布については昭和5年からである。
- (5) 柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで』九州大学出版会、1986、p.91.

が、その多くは、選挙当日の選挙運動を禁止する等の「時期」の制限又は一部の公務員の選挙運動を禁止する等の「主体」の制限である。選挙運動の「方法」について制限する例は、他の主要先進国にはほとんど見ることができない⁽⁶⁾。中でも「戸別訪問の禁止」⁽⁷⁾や「文書図画の制限」⁽⁸⁾は、日本の厳しい選挙運動規制を特徴づけるものと言えよう。

大正 14 (1925) 年に制定された衆議院議員選挙法⁽⁹⁾ (大正 14 年法律第 47 号。以下「大正 14 年法」という。) は、「普通選挙法」と呼ばれ、対象は男性だけであったものの、選挙資格から納税要件を撤廃したことが最大の特徴である。また、同法は、厳しい選挙運動規制と中選挙区制という我が国独特の制度を導入することとなった法律でもあった。帝国議会⁽¹⁰⁾での審議は約 1 か月余りに及んだが、その多くが選挙資格についての議論であり⁽¹¹⁾、選挙運動規制についての議論は中心的なものとはならなかった。新聞報道等も選挙資格についての記事が中心で、選挙運動についての記事はそれほど多くは見られなかった。

本稿では、大正 14 年法の選挙運動規制の条項について、帝国議会においてどのような議論が行われていたかを紹介する。まず、選挙運動規制全般についての議論に触れ、各論として、

第 98 条 (戸別訪問の禁止)、第 100 条 (文書図画の制限) 及び第 102 条 (選挙運動費用の制限) についての議論に焦点を絞って取り上げることとする。

I 選挙運動規制全般

大正 14 年法で制定された主な選挙運動規制は以下のとおりである。

- ① 選挙事務所は、候補者一人につき七か所を超えてはならない (第 90 条)。
- ② 選挙運動のために休憩所等の設備を設けてはならない (第 92 条)。
- ③ 演説又は推薦状による場合を除き、候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員でない第三者は選挙運動をすることができない (第 96 条)。
- ④ 戸別訪問、個々面接又は電話による選挙運動をすることができない (第 98 条)。
- ⑤ 内務大臣は、選挙運動のために頒布し又は掲示する文書図画に関し、命令をもって制限を設けることができる (第 100 条)。
- ⑥ 選挙運動費用の支出の上限を定めた (第 102 条)。

このような選挙運動規制を行う趣旨につい

(6) 諸外国においては、選挙の公正のために、選挙運動の方法を直接に制限するのではなく、選挙運動費用に上限を設けることによって間接的に制限する例が多い。ただし、メディアの利用については、制限する国が多く見られる。

(7) 戸別訪問を禁止している国としては韓国が挙げられるが、他に例を見つけることはできない。

(8) フランスは、ポスター、回状及びビラなどの掲示や配布を制限している。イギリスやドイツなどは、文書に責任者を明記することが義務付けられているが、掲示や配布については原則として自由である。

(9) 衆議院議員選挙法は、まず明治 22 年に衆議院議員選挙法 (明治 22 年法律第 3 号) として制定された後、明治 33 年に全部改正が行われた (衆議院議員選挙法 (明治 33 年法律第 73 号))。さらに、明治 33 年法律第 73 号は、大正 14 年に全部改正が行われた (衆議院議員選挙法 (大正 14 年法律第 47 号))。本稿で取り上げるのは、この大正 14 年法律第 47 号である。大正 14 年法律第 47 号は、昭和 25 年に廃止され、参議院議員選挙法 (昭和 22 年法律第 11 号) などの選挙関係法とともに公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) に統一されて現在に至っている。

(10) 大正 14 年法案が審議された第 50 回帝国議会当時は、憲政会、立憲政友会及び革新倶楽部と与党、憲政会総裁の加藤高明を内閣総理大臣とする護憲三派内閣であった。政友本党や中正倶楽部が主な野党である。

(11) 選挙資格についての議論を紹介した文献としては、松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、1989；山室建徳『普通選挙法案は、衆議院でどのように論じられたのか』有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』吉川弘文館、1993, pp.66-102；佐藤尋生『普通選挙法の成立』『政教研究』3号, 2003.2, pp.19-71. などがある。

て、政府は以下のように述べている。

○加藤高明内閣総理大臣「近時ノ選挙ヲ実見イタシマスルニ、各種ノ悪弊百出シ、殆ト其極ニ達シタカト見ラルル程デアリマス、斯ノ如クニシテ改ムル所ナクンバ適材ハ候補タルコトヲ忌避スルニ至リ、従テ議員全般ノ威信ノ低落トナリ、憲政前途ノタメ、洵ニ憂慮ニ堪ヘナイ所デアリマス、就中、選挙費用ノ濫増ハ最モ著シキモノノ一ツデアリマス、政府ハ是等弊害ヲ矯正シテ選挙ノ公正ヲ期スルノ途ヲ樹テ、選挙費用ノ低下ヲ図リ、選良ヲ衆議院ニ網羅スルノ法ヲ講ズルハ立憲政治ヲシテ健全ニ発達ヲ遂ゲシムル所以ナリト信ジ、是等ニ関シ現制ニ対シ根本的改正ヲ施スノ必要ヲ認メタノデアリマス」(第50回帝国議会貴族院議事速記録第18号 大正14年3月4日 p.397.)⁽¹²⁾

○若槻禮次郎内務大臣「選挙運動ノ費用ハ選挙ノ回数ヲ加フル毎ニ著シク増加スル傾向デアリマス、若シ現状ノ儘ニシテ推移シテ行キマスト云フト、将来、選挙運動ハ一層激甚トナリマシテ、其為ニ消費スル費用モ愈々膨脹スルコトニナラウト思ハレマス、殊ニ資力ノ乏シイ候補者ハ、仮令、其人格識見ニ於テ卓越シテ居リマシテモ、資力富裕ナル候補者ニ圧倒セラレルコトニナラウト思ハレマス、斯ノ如キ資力ノ競争ヲ致シマスコトハ、決シテ公正ナル選挙競争デアルト云フコトハ出来マセ

ヌ、ソレ故ニ新ニ規定ヲ設ケマシテ、選挙運動ノ費用ヲ直接間接ニ制限イタサウト思フノデアリマス」(同上 p.401.)

当時は政界の腐敗が大きな問題となっていた⁽¹³⁾。その腐敗の最大原因は莫大な選挙費用にあり、選挙の公正を期し、選挙費用を抑制し、資力の乏しい候補者であっても競争可能とするために、直接に費用の最高額を制限する一方、間接に選挙運動の人的要素、物的要素に制限を設ける、ということが選挙運動規制の趣旨である⁽¹⁴⁾。

しかし、その背景には、「戸別訪問と個々面接の禁止によって、候補者の運動体と選挙民との選挙運動における直接的接触の切断をはかり、選挙運動を演説と文書活動の間接手段に限ろうとした」⁽¹⁵⁾という政府側の意図と、「運動や費用の規制は新人候補に対して不利にはたらくことは否めない。そういう意味の現議員の保身策も勿論この規制立法のかくれた意図である」⁽¹⁶⁾という議員側の意図があったことが指摘されている。

当時、諸外国においても、選挙腐敗に対する取締法制が整備されてはいたが、現在と同様に、選挙運動の方法に対する制限はほとんど行われていなかった⁽¹⁷⁾。イギリスは、1883年腐敗行為・違法行為防止法を制定し、買収などの「腐敗行為」と選挙運動費用の超過などの「違法行為」の定義を行い、これらに違反した場合に当選を

(12) 帝国議会の会議録は、国立国会図書館『帝国議会会議録検索システム』(http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/)で閲覧可能である。なお、会議録の引用にあたっては、筆者の判断で一部旧字を新字に改めた。また、当時の会議録は句点と読点の区別をせず全て読点を用いている。この点は原文のままとした(以下同様)。

(13) この時期に腐敗が深まったことの原因としては、政党勢力の政治的影響力が広がり、内閣にとって衆議院に多数議席を獲得する重要性が高まり、選挙に勝つことに努力を集中するようになったものの、政党は選挙民の中に日常的組織を持たなかったため、支持を求めするために暴力的圧力、情実の起用、勧誘・依頼、買収、権力の利用等々の手段に訴えるようになったから、と指摘されている(柚 前掲注(5), p.53.)。

(14) 同上, p.92.

(15) 柚正夫「公職選挙法と自由選挙—戸別訪問自由化、言論・文書活動解禁を中心に」『ジュリスト』No.715, 1980.5.1, p.39.

(16) 柚 前掲注(5), p.92.

(17) ただし、フランスでは、1914年に、選挙運動費用を間接的に制限するために、選挙宣伝用広告の形式を制限した(Louise Overacker, *Money in Elections*, New York: The Macmillan Company, 1932, p.204.)。

無効とし、選挙権・被選挙権を停止する制度や、代理人が違反した場合に候補者にもその効果を及ぼす連座制を導入した⁽¹⁸⁾。アメリカは、1907年の連邦腐敗行為防止法において候補者の選挙費用の制限や企業体の政治結社に対する寄附の制限などを行い、1910年の連邦公開法において候補者や政党に選挙費用の公開を義務付けた。いずれも選挙運動の方法に対する制限は原則として行っていない。⁽¹⁹⁾

大正11年に内閣に設置された衆議院議員選挙法調査会では、外国の立法例の調査も行われている。同調査会の資料では、選挙事務所及び選挙運動者についての制限並びに連座制についてはイギリスの立法例を紹介しているものの、戸別訪問については「外国ノ立法例 戸別訪問ヲ制限シタル例ナシ」としている⁽²⁰⁾。

II 戸別訪問の禁止

戸別訪問の禁止の趣旨は、大正14年法の制定直後に内務省が刊行した『衆議院議員選挙法改正理由書』によれば、以下のとおりである。

「選挙ノ本質ヨリ論ズレバ、人物識見又ハ主義政策ノ合致ヲ以テ、議員候補者ハ自己ノ信任ヲ問ヒ、選挙人ハ投票スベキ議員候補者ヲ定ムベキモノナルニ、戸別訪問ノ如ク情実ニ基キ感情ニ依ツテ当選ヲ左右セムトスルガ如キハ、之ヲ議員候補者ノ側ヨリ見ルモ其ノ品位ヲ傷ケ、又選挙人ノ側ヨリ見ルモ公事ヲ私情ニ依ツテ行フノ風ヲ馴致スベク。今ニシテ

之ヲ矯正スルニ非ザレバ、選挙ノ公正ハ遂ニ失ハルルニ至ルベシ。如之戸別訪問ニ際シ双方ノ交渉ハ公然行ルルモノニ非ズシテ、隠密ノ間ニ行ハルルガ為、往々ニシテ投票買取等ノ不法不正ナル行為ヲ助成スルノ虞アリ」⁽²¹⁾

また、帝国議会において政府委員は以下のよう

○政府委員（山岡萬之助司法省刑事局長）「買取行為之ガ今日マデノ選挙ニ於テ最モ弊害ノアツタ所デアリマシテ、（中略）此財産上ノ利益ヲ以テ選挙界ヲ腐敗スルト云フコトハ、之ガ立憲政治ニ於テハ最モ忌ムベキコトデアリマス、是ハ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、ソレヲ此度ハ選挙運動ニ於テ戸別訪問ヲ禁止シテ、仍テ其買取ト云フコトノ便宜ヲ絶対ニ奪ヒ去リ、買取行為ガ容易ニ出来ナイヤウニスルト云フコトハ、確ニ是ハ全部トハ申シマセヌガ、戸別訪問ヲ禁止スル趣旨ノ一ツデアル」（第50回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案（政府提出）委員会議録（速記）第5回 大正14年2月26日 p.44.）

つまり、戸別訪問を禁止する趣旨は、「買取など不正の機会をなくすため」及び「情実や感情ではなく、人物識見や主義政策に基づいて投票するため」の大きく2点に集約される。

前者については、現在の公職選挙法の逐条解説においても、戸別訪問を禁止する第一の理由として挙げられている⁽²²⁾。しかし、現在でも

(18) 後に記すように、大正14年法は、1883年腐敗行為・違法行為防止法を参考にして選挙運動費用の制限を行うこととした。同法は、その他にも選挙違反に対する当選無効、選挙権・被選挙権の停止及び連座制などの制度を導入したが、本稿は、選挙運動の方法による制限と費用による制限に焦点を当てたため、それらの制度については取り上げなかった。

(19) 林田和博「選挙法」黒田覚・林田和博『国会法／選挙法』（法律学全集 5）有斐閣、1958、pp.163-165.

(20) 『選挙運動方法ノ取締ニ関スル調査資料』衆議院議員選挙法調査会、[192-], pp.34-35, 79-81, 97, 105-108.

(21) 内務省編『衆議院議員選挙法改正理由書』内務省、大正14(1925)、p.206. なお、同資料は、国立国会図書館『近代デジタルライブラリー』〈<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/971510>〉でも閲覧可能である。なお、史料の引用にあたり、筆者の判断で一部旧字を新字に改め、句読点及び濁点を付与した（以下同様）。

(22) 安田充・荒川敦編著『逐条解説 公職選挙法 下』ぎょうせい、2009、p.1020.

普通選挙導入当時と同じ理由を挙げていることに対しては、「戦前のような大衆蔑視感はあるまいが、根強くしみついた弊害過大評価があると思われる」⁽²³⁾、という批判もある。

後者については、現在の逐条解説には挙げられていない。選挙制度史の研究で著名な柚正夫氏は、かつての戸別訪問は「普選以前の制限選挙制下ではもっとも有効とされ、多用された手段であった。有権者は一応の資産家であり、数も限られていた。立候補を宣言したものはこれら資産家を名簿をたよりに軒並み訪問したのである。それは候補者には欠かせない挨拶行為でもあった。戸別訪問は挨拶、勧誘、依頼の意味をもった運動で、必ずしも政策や人物の指導力の宣伝を意味しなかった」⁽²⁴⁾としている。一方、現在では、戸別訪問を解禁すべきとの立場から、その意義として「政策を有権者に訴える手段として、有権者と候補者とのコミュニケーション、討論、話し合いの場として、あるいは対話型選挙実現のために、さらには国民の政治参加を強め、投票率を高める手段としても、戸別訪問はきわめて有用、有効」⁽²⁵⁾であることが主張される。政策に基づいて投票することが重要であるという点では一致しているものの、戸別訪問についての考え方が変化してきていると言えよう⁽²⁶⁾。

帝国議会の審議において戸別訪問禁止に反対する意見は見受けられない。禁止に賛同する主な発言を以下に挙げる。

○建部遯吾議員（憲政会）⁽²⁷⁾「第一回ノ衆議院議員選挙ノ行ハレマシタトキニハ、何等戸別訪問ナドハ無カッタ、其後戸別訪問デ悪イ味ヲ覚エタモノデアリマスカラ、選挙民ガ一種ノ何ト申シマスカ、此席デハ慎マナケレバナラヌヤウナコトヲ覚エテシマヒマシテ、ソレカラ先キハ戸別訪問デナケレバ物足ラスト云フ感ジラスルニ至ツタノデアリマス、又買収ノ代償デモ貫ハナケレバ物足ラスト云フヤウナ感ヲ致シタノデアリマス」(第50回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案(政府提出)委員会議録(速記)第2回 大正14年2月23日 p.14.)

○浦山助太郎議員（中正倶楽部）「今回ノ改正案デ吾々ガ最モ嫌ウテ居リマシタ所ノ戸別訪問ヲ廃セラルルコトハ洵ニ結構ナ事デ喜バシク感ズルノデアリマス」(第50回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案(政府提出)委員会議録(速記)第5回 大正14年2月26日 p.39.)

○安川敬一郎議員（公正会）「此御改正ニハ実ニ双手ヲ挙ゲテ御賛同ヲ申シ上ゲルノデアリマス(中略)手段ハ心喜バナクテモ已ムヲ得ズ、戸別訪問ヲセナケレバナラスト云フ訳ニナルノデアリマス(中略)有権者ナルモノハドウデアルカト云フト、左様ナル候補者デナイト、又斯ノ如キ勧誘ヲ受ケナイト、何トナク冷淡ニ構ヘテ居ルト云フヤウナ感ジノ為ニ投票ヲ得ルコトガ少イ」(第50回帝国議会貴族院議事

⁽²³⁾ 野中俊彦『選挙法の研究』信山社出版, 2001, p.241.

⁽²⁴⁾ 柚正夫「戸別訪問禁止・考」『ジュリスト』No.748, 1981.9.1, p.59.

⁽²⁵⁾ 藤田達朗「戸別訪問禁止をめぐる国会審議と立法事実—第128回国会の審議に示された戸別訪問禁止の立法事実の検証」『政策科学』3巻3号, 1996.2, p.153.

⁽²⁶⁾ しかし、最高裁判所は、戸別訪問の禁止は「意見表明の手段方法のもたらす弊害、すなわち、戸別訪問が買収、利害誘導等の温床になり易く、選挙人の生活の平穏を害するほか、これが放任されれば、候補者側も訪問回数等を競う煩に耐えられなくなるうえに多額の出費を余儀なくされ、投票も情実に支配され易くなるなどの弊害を防止し、もつて選挙の自由と公正を確保することを目的としている」(最高裁判所第二小法廷昭和56年6月15日判決)と戸別訪問の弊害を挙げている。その上で、禁止することによって得られる利益は失われる利益に比してはるかに大きい、として、戸別訪問の禁止は合憲であるとの判断を一貫して下している。

⁽²⁷⁾ 議員の所属会派は、衆議院・参議院編『議会制度七十年史 政党会派編』大蔵省印刷局, 1961. によって補った。

速記録第 20 号 大正 14 年 3 月 6 日 p.472.)

戸別訪問禁止の背景に「現議員の保身策」⁽²⁸⁾があるとしても、与野党・貴衆を問わず、議員が戸別訪問に対して否定的な見方をしていることが窺える。新聞の論調も戸別訪問には批判的であり⁽²⁹⁾、禁止に批判的な記事はほとんど見られない⁽³⁰⁾。

なお、戸別訪問を禁止するという案は、大正 14 年法案において初めて現れたものではなく、明治 41 年に衆議院に提出された議案⁽³¹⁾に既に現れているほか、大正 3 年には内務省で検討されていたことが明らかになっている⁽³²⁾。

Ⅲ 文書図画の制限

文書図画の制限については、第 100 条において「内務大臣ハ選挙運動ノ為頒布シ又ハ掲示スル文書図画ニ関シ命令ヲ以テ制限ヲ設ケルコトヲ得」と規定された。その趣旨は以下のとおりである。

「文書、図画ノ頒布又ハ掲示ニ付テハ、一般的ニハ出版法及治安警察法ニ基ク制限アリト雖選挙運動取締上未ダ充分ナラザルノ憾アリ。本条ハ、選挙運動ノ為頒布シ又ハ掲示スル文書、図画ニ関シ、出版法及治安警察法ニ依ルノ外仍特殊ノ制限ヲ設ケ以テ従来ノ選挙運動ニ経験シタル弊害ヲ除去スルト共ニ、間接ニ選挙運動ノ費用ノ制限ニ資セムトスルノ趣旨ニ出デタルモノナリ」⁽³³⁾

当時の言論等の自由は、大日本帝国憲法第 29 条で「法律ノ範囲内ニ於テ」保障されるに過ぎず、刑法、新聞紙法、出版法、治安警察法、その他の警察取締法令によって制限を受けていた。しかし、普通選挙下の選挙においては、これらの制限では充分でないとして、衆議院議員選挙法によってもさらに制限を加えることとなったのである⁽³⁴⁾。

帝国議会の審議においては、文書図画の制限自体についてはあまり議論が見られない。しかし、その制限内容を命令に委任している点は議

(28) 柚 前掲注(5), p.92.

(29) 「欧米の選挙運動 その遣り口が概して堂々たるは国民が政治趣味を解するからだ」『東京朝日新聞』大正 4 (1915).1.11. は、イギリス、フランス、アメリカなどでは、演説が選挙運動の中心であって、日本の「河童の水潜りの如き姑息と陰険極まる戸別訪問」は行われていない、と戸別訪問を批判している。また、「社説 区会議員選挙」『東京朝日新聞』大正 14 (1925).11.28. は大正 14 年法成立後の記事であるが、「戸別訪問は巧に人情の弱点に乗じたもので、投込まれる名刺の数の多き候補者に投票せねば気の毒なやうに感ぜられるものであるがしかし是がそもそも情実選挙である。この気分を一掃せねば公正なる選挙は行はれない」と戸別訪問を批判している。

(30) 数少ない禁止に批判的な意見としては、美濃部達吉「如何にして選挙界の廓清を期すべきか(上)」『国家学会雑誌』38 卷 4 号, 大正 13 (1924).4, p.12. がある。戸別訪問を含む選挙運動の取締りについて、「誠実に法律を遵奉する者に不当なる不利益を与へ、密に法網を潜る者をして却て有利の地位に立たしむること」及び「選挙の取締が却て官権に依る選挙干渉の手段として用みられる虞が有ること」を挙げて反対している。普選問題に関する調査を行う法制審議会でも、戸別訪問の禁止が不可能であることを挙げてこれに反対している。同審議会では、元衆議院議員で当時慶應義塾大学学長であった林毅陸氏も「選挙界の活気を失ふ」として、戸別訪問禁止に反対したが、他は賛成する者が多数であった(「選挙運動は言論文章に限定 戸別訪問絶対禁止を可決 法制審議会決了」『東京朝日新聞』大正 12 (1923).12.1.)。

(31) 衆議院議員選挙取締ニ関スル法律案(第 24 回帝国議会 衆法 高橋安爾議員提出) 第 7 条。公開の演説又は文書以外の方法で選挙人を勧誘してはならない、と規定することにより戸別訪問も禁止していた(柚 前掲注(5), p.46.)。なお、同資料では、「1909 年(明治 42) 第 24 回帝国議会衆議院に高橋安爾議員提出の衆議院議員選挙法改正法律案」と書かれているが、誤りと思われる。「本案は審議未了に終わった」とも書かれているが、実際には法案は撤回されている。

(32) 同上, pp.47-53.

(33) 内務省編 前掲注(2), p.212.

(34) 柚正夫「選挙運動の文書図画制限規定と憲法原則」『法政研究』38 卷 2-4 号, 1972.7, p.416.

論の対象となっており、具体的にどのような制限を想定しているのかについて質疑が重ねられている。

- 松田源治議員（政友本党）「此制限ニ付テハ一体ドウ云フ標準ニ依ッテ制限ヲスルノデアリマスカ、其点ヲ承ッテ置キマス」
- 政府委員（川崎卓吉内務省警保局長）「案⁽³⁵⁾モ大体出来テ居リマスカラ、調べテ申上ゲテモ宜シウゴザイマスガ、詰リ「ポスター」立看板掲示等ノ場所トカ、数トカ、形ノ大サ或ハ単価ノ制限等ヲヤル積リデアリマス」
- 松田議員「立札、「ポスター」招牌等デアルトスレバ、候補者が選挙区民ニ向ッテ如何ナル文書、図画ヲ発送シテモソレハ制限ガナイノデアリマスカ、此点ヲ明瞭ニシテ置キタイ、今ノ警保局長ノ御答ニ依レバ余リ危険ハナイヤウデスガ、其他ノ文書図画ハ絶対ニ制限シナイト云フコトヲ聴イテ置ケバ大変都合ガ好イト思ヒマス」
- 川崎政府委員「詰リ頒布シ又ハ掲示スルモノニ付テ制限ヲ設ケルノデアリマス、只今申シマシタヤウナ場所、数、形、単価大体サウ云フモノヲ考ヘテ居リマス」
- 松田議員「サウスルト選挙区民ニ宣伝「ビラ」ヲ撒クトカ、或ハ吾々ハ頒布ト云フ字モ諒解スルコトガ出来ナイノデアリマスガ、矢張選挙区民ニ配ルノモ頒布デアル、其「ビラ」ナドヲ撒クノハ制限ハナイノデスカ」
- 川崎政府委員「是ハ一ツハ費用ノ制限モアルノデスガ、一ツハ選挙ノ公正ヲ期シヤウト云フ趣旨ナノデアリマス、選挙民ノ所ヘ文書ヲ配ルト云フヤウナコトマデ制限ヲシヤウト云フ考ハナイノデス、非常ニ威力ヲ示スヤウナ、選挙ノ公正ヲ害スルコトヲ制限シ、又費用ヲ掛ケルコトヲ制限スルト云フ趣旨カラ出テ居ルノデアリマス」

(中略)

- 松田議員「頒布ノ方法ト云フコトデスガ、選挙区民ニ配ルノハ頒布ノ中ニ入ラスノデスカ」
- 川崎政府委員「選挙民ニ配ル文書ト云フコトニ付テハ考ヘテ居リマセヌ、貼札デアルトカ、掲示デアルトカ、看板デアルトカ、サウ云フ風ナモノノ制限デアリマス」(第50回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案(政府提出)委員会議録(速記)第6回 大正14年2月27日 p.13.)
- 阪本鈺之助議員（研究会）「今度ノ法令デハ、戸別訪問ヲスルコトモ、話ヲスルコトモ出来ナイトナルト、今度ハ印刷物デアラウト、非常ニ沢山ノモノガ出来ヤウト思ヒマスガ、此第百条デ「内務大臣ハ選挙運動ノ為頒布シ又ハ掲示スル文書図画ニ関シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得」トアリマスガ、此百条ハ之ヲ平易ニ解釈シマス、ト、「ポスター」ノ類トカ或ハ電信柱ニ貼り付ケルト云フヤウナ意味ノモノニ制限ヲサレルノデアッテ、一人ノ候補ニ付テ何千通以上ハ出スコトハナラヌト云フヤウニ制限スルト云フ御精神デハナイデアラウト云フコトニ見ラレル(中略)新法ガ出来レバソレヲ何トカヤッテ下サッタ方ガ宜イト思ヒマスガ、何カ取締リハ付キマセヌカ」
- 政府委員（川崎卓吉内務省警保局長）「御話ノ通りニ百条ノ方ハ「ポスター」トカ、立看板トカ、サウ云フ風ナモノニ付テノ制限ヲ致ス積リナンデ、書状ノ方ノ制限ハ致ス積リデアナイノデアリマス、書面ノ制限ヲ致スト云フコトモ至極御尤モノ御話シデアリマスガ、今日迄ハ戸別訪問トカ何トカサウ云フヤウナコトガ行ハレテ居ッタノニ、今後一切書面マデ制限スルト云フコトニナリマス、今ノ実状デハ余リニ窮屈ナ制限ニ失シヤセヌデアラウ

⁽³⁵⁾ ここに言う「案」は、3月17日の貴族院の特別委員会において提示されている(第50回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法改正法律案特別委員会議事速記録第6号 大正14年3月17日 p.14.)。

カト云フノデ、今回ノ此趣旨ハ成可ク此言論
文書デ運動スルト云フ方ニ自由ヲ認メル、斯
ウ云フ積リデアリマスノデ、ソレデ書面ノ方
ハ余リ制限シナカッタノデアリマス」(第50
回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法改正法律案特
別委員会議事速記録第6号 大正14年3月17日
pp.9-10.)

上記のとおり、政府は有権者に配る文書につ
いては制限の対象外であると答弁している。現
在では、有権者に文書を配る、いわゆる「頒布」
行為も含めて「文書図画による選挙運動につ
いては、金のかかる選挙の原因となりやすいこと
から、厳しい規制が設けられている」⁽³⁶⁾が、当
時は、頒布する文書はそれほど費用の高騰を招
かないと想定されていたようである。

○栗林五朔議員(政友本党)「十二万人ニ一回ノ
印刷物ヲ配布致シマシテモ、先刻申シマス通
り、一枚六銭ト致シマシテモ九千円ニナリマ
ス」⁽³⁷⁾

(中略)

○鈴木富士彌政府委員(内務参与官)「郵便ハ一
回ダケ無料ト云フコトニナリ〔「印刷費ハド
ウスルカ」ト呼フ者アリ〕印刷費ハ只デア
リマセヌガ、ソレ程懸ルモノデモナイヤウニ
思ヒマス」(第50回帝国議会衆議院衆議院議員
選挙法改正法律案(政府提出)委員会議録(速記)
第5回 大正14年2月26日 p.38.)

政府答弁のとおり、大正14年法第100条を
受けて制定された、選挙運動ノ為ニスル文書
図画ニ関スル件(大正15年内務省令第5号)は、
引札(ビラ)、張札(ポスター)、立札及び看板
の掲示を制限の対象とし、有権者に配る文書や
書面については制限の対象とはしなかった。

しかし、昭和5年には、大正十五年内務省令

第五号中改正(昭和5年内務省令第4号)において、
文書図画の頒布についても包括的禁止・限定的
解除という制限が行われることとなり、有権者
に文書・書面を配ることも厳しく制限されるこ
ととなった。

IV 選挙運動費用の制限

選挙運動費用の制限についての規定は、イギ
リスの1883年腐敗行為・違法行為防止法を参
考にして導入された⁽³⁸⁾。その趣旨は以下のよ
うに述べられている。

○政府委員(川崎卓吉内務省警保局長)「詰リ此
選挙費用ノ制限ハ、前ニモ大臣カラ御話ガ
アッタ通りデアリマスルガ、直接ニ一万二千
円ト云フ金デ制限スル事柄ト、其他各種ノ方
法、即チ戸別訪問ヲ禁ジマスとか、或ハ運動
員ヲ制限シマスとか、事務所ヲ制限シマス
とか、立看板ヲ制限シマスとか、サウ云フヤウ
ナ間接ナル選挙ノ制限ヲ設ケテ居ルノデアリ
マス、従ッテ今迄ノヤウナ如キ考デ、運動費
ガ沢山要ルト云フ風ナコトハナイノデアラ
ウ、間接ニ要ルヤウナ費用ノ制限ヲシ、色々
ナ行動……運動ヲ制限シテ居リマスルノデ、
今日マデノ如ク要ラス、斯ウ考ヘテ居ルノデ
アリマス、主トシテ言論文書デ運動ササウ
ト、斯ウ云フ趣旨デ出来テ居ルノデアリマス、
一万二千円アリマシタナラバ、ソレデヤリ得
ル人ガアル、既ニヤリ得ルトスレバ、誰デモ
ヤリ得ナクチャナラス、詰リ金ノ競争デナク
テ、人間ノ競争ト云フコトニ致シタイト云フ
趣旨ナノデアリマス、是デ大抵政府ト致シマ
シテハ、選挙ノ費用ハ償ヒ得ルモノト考ヘテ
居ルノデアリマス」(第50回帝国議会貴族院衆
議院議員選挙法改正法律案特別委員会議事速記録
第6号 大正14年3月17日 p.21.)

⁽³⁶⁾ 選挙制度研究会編 前掲注(1), p.197.

⁽³⁷⁾ 当時の郵便料金は、はがき1枚につき1銭5厘であり、この料金を加えて計算したものと思われる。

⁽³⁸⁾ 前田英昭『政治腐敗防止法を考える—イギリスの教訓と日本の課題』信山社出版, 1993, p.29.

大正13年の第15回衆議院議員総選挙では、候補者1人当りの平均選挙運動費用が1万9829円であったものの⁽³⁹⁾、選挙運動の規制を行うことや選挙公営を実施することなどにより選挙運動費用を1万2千円に引き下げることが可能であると見積もっている。

「一万二千円」というのは全国の平均額であり、法律上は「(選挙区内の有権者数) / (選挙区の議員定数) × 40 銭」と規定されている。これは、各候補者の選挙運動費用を、想定される依頼状の枚数、事務所の数、事務員の数及び集会費用などを積み上げて約1万2千円と算出し、平均的な選挙区を、有権者数12万人で定数4とした上で、12万を4で除した3万で1万2千円を除すると40銭になる、と説明されている⁽⁴⁰⁾。

政友本党は、衆議院において大正14年法案に対する修正案を提出しているが、その中では選挙運動費用について規定した第11章を全て削除することとしている。このことについての質疑から政友本党の選挙運動費用の制限に対する反対意見を読みとることができる。

○黒住成章議員(立憲政友会)「本党ノ修正案ヲ拝見致シマスルト云フト、第十一章選挙運動ノ費用ノ章ガ全部削除サレテ居リマスル、(中略)果シテ本党ノ諸君ハ現在ノ選挙界ヲ改ムルノ必要ナシト御覧ニナルノデアリマスカ、私共現在ノ選挙界ハ全ク腐敗墮落ノ極ニ達シ言フニ忍ビザルモノガアッテ、一日モ早く此廓清ヲ為サント致シテ居リマスノニ、此大切ナル条文ガ全部抹消サレタト云フコトハ、如何ナル理由ニ依ッテ抹消サレタノデアリマスカ、此点ヲ伺ヒマス」(第50回帝国議会衆議院議事速記録第21号 大正14年3月2日 pp.476-477.)

○松田源治議員(政友本党)「吾々ハ選挙費用ノ制限ハ趣旨ニ於テハ賛成デアリマス、吾々モ選挙界ガ今日ノ如ク腐敗致シマシテ、選挙費用ガ多額ニ掛ルト云フコトハ非常ナ遺憾デアル、如何ニシテカ選挙費用ノ制限ヲ為サントスル者デアリマス、政府ノ原案ニ依リマスレバ選挙費用ヲ制限シテ置キナガラ一方ニ大キナ抜穴ガ在ル、又第三者ガ演説又ハ推薦状ノ運動ヲスルト云フコトハ、是ハ自由デアル、幾ラ金ヲ出シテ第三者ガヤツテモ、之ヲ取締ルコトハ出来ナイノデアル—罰則モナイノデアリマス、(中略)実ニ杜撰ナル案デアルノデアリマス、而シテ此為ニ法害ヲ免レントシテ法ヲ潜ル人間ガ出来、却テ選挙道徳ヲ紊ッテ選挙界ヲ却テ攪乱スル所ノ悪規定デアルト断言シテモ差支ナイノデアル(拍手)斯ル杜撰ナル案ヲ吾々ハ趣意ニ於テハ賛成デアリマス、賛成デアリマスケレドモ、此運用ハ実行不可能デアルノミナラズ、種種ノ弊害ト害悪ヲ生ジテ、選挙費用ノ取締ヲ為スト云フコトハ、到底其実行ヲ期スルコトハ出来ナイ所ノ案デアルト云フコトヲ断言スル(拍手)故ニ吾々ハ此選挙費用ノ条章ハ全部削除致シマシタ」(同上 p.488.)

つまり、選挙運動費用を制限すること自体には賛成であるが、第三者の選挙運動を規制していないため、この規制は実効性がない、という点から反対している。

ところが、松田源治議員と同じ政友本党の鳩山一郎議員は、選挙運動費用を制限すれば実際には選挙運動ができなくなるという点から、制限そのものに反対であると、以下のように主張している。

○鳩山一郎議員(政友本党)「其儘此法案ガ両院

⁽³⁹⁾ 第50回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法改正法律案特別委員会議事速記録第6号 大正14年3月17日 p.20.

⁽⁴⁰⁾ 同上, pp.19-20. しかし、若槻禮次郎内務大臣は「四十銭ガ宜イカ、四十二銭ガ宜イカ、或ハ三十八銭ガ宜シイカ、ソコラノ辺ノコトハ全ク見計ヒデアリマス」(第50回帝国議会貴族院議事速記録第18号 大正14年3月4日 p.428.)とも答弁しており、根拠があいまいであるようにも見受けられる。

ヲ通過シタナラバ、私ハ實際ノ選挙場裡ニ立ッテ運動ヲスルコトハ出来ナクナルト考ヘルノデアリマス、(中略)コノ一万円若クハ一万二千円位ノ費用ヲ以テ、十万以上ノ人ヲ相手ニシテ運動ヲセヨト云フコトハ、是ハ全ク不能ヲ強ユルモノデアリマス」(同上 pp.492-493.)

なお、この法案審議の際に、銀行、会社その他個人が自己の利益のために選挙運動費用を提供することを禁止すべきである、という意見もあった。以下のような議論が行われている。

- 花井卓蔵議員(交友倶楽部)「私ハ法制審議会ニ於テ、銀行会社其他一個人ニ付テモ、隠密ニ政党又ハ政治的団体或ハ議員候補者ニ財政上ノ助力ヲナシタルモノニ厳罰ヲ科スルノ案ヲ提出イタシタノデゴザイマスガ、容レラレナカッタノデアリマス、金ト云フコトニ付テノ権威ヲ政治的ニ最モ強く持ッテ居ルノハ亜米利加デアリマス、併ナガラ此力ノ殖エレバ殖エル程、蔓レバ蔓ル程、恐ルベキモノデアルト云フコトヲ実感シテ、法ヲ立ッテ刑ヲ設ケ、厳ニ罰シタル实例モアルノデアル、(中略)此候補者ニ運動費トシテ提供スル所ノ、財源ノ出所ト云フモノガ、或理由ノ下ニ、或特殊ノ会社銀行若クハ個人ノ利益ノ為ニ提供セラレシ場合ト云フコトハ想像シ得ラレルノデアル、是ガ想像シ得ラレタナラバ、之ニ対スル責罰ヲ本法ノ上ニ規定スルト云フコトハ当然ノコトデアルマイカ、公正ヲ保ツ上ニ於テ最モ必要ナルコトデアアルマイカト本員ハ感ズルノデアル」(第50回帝国議会貴族院議事速記録第20号 大正14年3月6日 p.492.)
- 若槻禮次郎内務大臣「問題ハ候補者ニ向ッテ資金ヲ与ヘルコトヲ禁ジタラドウカト云フコトデアリマスガ、実ハ選挙ニ付テハ費用ノ

要ラナイモノデハナイノデアリマス、(中略)其費用ヲ授ケルガ為ニ資金ヲ供給スルト云フコトマデ止メルト云フコトハ、ソレハ余リニ選挙ノ上ノ便宜ヲ奪フコトニナルト思フノデアリマス」(同上 p.499.)

- 花井議員「質問ノ趣旨トシテハ銀行会社其他個人ガ自己ノ利益ノ為ニ、自己ノ利益ノ為ニ(ママ)、政治的ニ何等カノ獲得ヲ現在若クハ将来ニ於テ為サムガ為ニ、選挙ノ際ニ候補者ニ与フル運動費ノ一部若クハ全部トシテ財政上ノ助力ヲ為シタル者ヲ罰スルノ規定ヲ設ケルト云フコトハ、最モ必要デハナイカト云フコトヲ申シタノデアリマス」(同上 p.502.)
- 小川平吉司法大臣「斯ノ如キ場合ハ甚ダ面白カラザル事柄デアリマシテ、政治道徳ノ上ヨリ見テ誠ニ感心イタサナイ、左様ナコトノ無イヤウニアラムコトヲ希望ハ致スノデアリマスガ、サテ之ヲ刑罰ヲ以テ取締ルト云フコトハ如何デゴザイマセウカ、余程是ハ困難ナコトデアリマス、又刑罰デアルト云フコトハ少シク行き過ギハセヌカ、寧ろ政治道徳ノ方面ニ於テ御互ニ努力シテ矯正ヲ致スコトニ努メルベキコトデアリマス」(同上 p.504.)

現在では、企業献金に対して「企業は直接の見返りを求め、政治家がそれに応える。そうした事件は枚挙にいとまがない。(中略)企業・団体献金をなくすという政治改革の原点に立ち戻るべきだ」⁽⁴¹⁾との意見がある一方で、「企業も社会の一員で、政治献金は政治参加の手段の一つだ。政治活動には相当な資金が必要だという現実も直視せねばなるまい。個人献金の慣行が定着していない日本で、企業献金の全面禁止は無理がある」⁽⁴²⁾という意見も存在する。上記の帝国議会における議論は、禁止の対象を「自己の利益のため」に限定している点や、企業だけでなく個人による費用の提供も含めている点

(41) 「社説 政治資金規正法 企業献金禁止に踏み出せ」『朝日新聞』2009.3.18.

(42) 「社説 政治とカネ 不祥事の連鎖をどう断ち切る」『読売新聞』2009.7.25.

など、現在とは同列には論じられないが、現在と同じような賛否両論が古くから存在していたことを物語るものと言えよう。

おわりに

大正14年法で導入された選挙運動規制は、昭和9年には事前運動が禁止されるなどその厳しさを増していった。昭和20年の改正（昭和20年法律第42号）では一部の制限が撤廃されたものの、間を置かずに、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律（昭和22年法律第16号）や選挙運動等の臨時特例に関する法律（昭和23年法律第196号）によって再び規制が強化された。昭和25年に公職選挙法が制定されて以降も規

制を厳しくする改正がなされている。

近年では、インターネットの利用や、Manifestoの配付などの新しい形態の選挙運動を実施しようとする動きがあったが、これらは、従来の公職選挙法の選挙運動規制に抵触するとされた。Manifestoの配布については公職選挙法の一部を改正する法律（平成15年法律第140号）によって解禁されたが、インターネット選挙運動については、先の第174回国会で解禁することで与野党合意がなされたものの、法案提出には至らなかった。今後は、インターネット選挙運動を含めた選挙運動規制の緩和が議論されることが予想される。その際には、どのような経緯で厳しい規制が導入されたのかをも踏まえた議論が求められよう。

（さとう りょう）
（まるもと ともや）

* 本文の執筆は佐藤令が、別表の作成は丸本友哉が担当した。

別表 現行法における選挙運動規制の概要

以下の表は、現行の公職選挙法で規定されている選挙運動の方法による規制についてまとめられたものである。個々の規制の概要を整理するとともに、その導入の背景や今日までの大きな改正点などを、公職選挙法の関連文獻で確認できた範囲でまとめた。なお、表中の条項番号や法改正は、特に記載のない限りすべて公職選挙法のものである。

文書図画による選挙運動の規制の概要

項目	概要	背景・沿革等
文書図画の頒布の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のための文書図画は、次のものを除き、頒布することができない。 <ol style="list-style-type: none"> 候補者（衆院比例代表選を除く）又は候補者届出政党が使用する選挙運動用通常書 候補者（衆院比例代表選及び地方議会選を除く）、候補者届出政党又は衆院名簿届出政党等が使用する選挙運動用ピラ また、これらについては、それぞれ数量、頒布方法又は規格等の制限がある（142条）。 衆院総選挙又は参院通常選挙では、候補者届出政党又は名簿届出政党等は、例外的に、国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等又はこれらの要旨等を記載したパンフレット又は書籍（いわゆるマニフェスト）を選挙運動のために頒布することができる。ただし、種類及び頒布方法等の制限がある（142条の2）。 選挙運動のための文書図画を多数の者に回覧させることは、文書図画の頒布とみなされ禁止される（142条②）。 衆院総選挙については、衆院の解散に関し、候補者の氏名等を表示して郵便等又は電報により選挙人にあいさつする行為は、文書図画の頒布とみなされ禁止される（142条③）。 ※ 文書図画とは、「文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の表面上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、…（中略）…書籍、新聞、名刺、挨拶状、年賀状、ポスター、立札、看板、ちょうちん、プラカード、封書、葉書、電報はもちろんで、スライド、映画、ネオンサイン、アドバース等がすべて含まれ、壁、扉等に彫刻された文字、路面等に書かれた砂文字等に至るまで文書図画となるものと解される」（資料①、pp.1076-1077）。 ※ 「頒布とは、文書図画を不特定又は多数の者に配布する目的でその内の一人以上の者に配布することをいい、また、配布の方法については、それが直接手渡す方法によるものであることが、郵送であろうが、さらには新聞折込みによるものであろうが、すべて頒布に当たるとされている」（資料②、p.197）。 ※ 「コンピュータ、携帯電話等のディスプレイ上に表示された文字等の意識の表示は、法の「文書図画」に当たり、また、「不特定又は多数の者の利用を期待してホームページの開設又は書換えをすること、不特定又は多数の者に電子メールを発信することは、『頒布』に当たると解されている」ため、「ホームページ、電子メール等を選挙運動に使用することは、一般に本条に違反することとなる」（資料①、pp.1108-1109）。	<ul style="list-style-type: none"> 「文書図画による選挙運動は、選挙運動の方法のうちでも、言論による選挙運動と並んで最も一般的な選挙運動の方法であるが、文書図画による選挙運動については、金のかかる選挙の原因となりやすいことから、厳しい規制が設けられている。すなわち、選挙運動のための文書図画の使用は、包括的にこれを禁止し、その中にあって一定の規制に従ったものに限って、その使用が認められている」（資料②、pp.196-197）。 大正14年法で、選挙運動のための文書図画について内務大臣が命令で制限できることが規定され、大正15年に内務省令において立札、看板の類の数量規制、引札（ピラ）、張札（ポスター）の類の規格規制などが定められた。また、同省令の昭和4年、5年の改正では、それぞれ文書図画の掲示及び頒布について、包括的にこれを禁止し、所定のものに限って制限を解除するという形の規制が導入された。昭和22年、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律で、文書図画規制の内容が初めて法律によって定められた。 国政選挙でのマニフェスト頒布を認める規定は、「英国総選挙において各政党が掲げるマニフェストを日本においても導入すべきであるとの議論、政党が政権を獲得した場合に実施する具体的な政策をあらかじめ有権者に提示し、有権者はこれにもとづいて選挙における政権を委ねる政党を選択することにより、わが国の政党政治の活性化と国家運営における政治主導体制の確立を図るべきである」という議論を契機として、平成15年10月の改正により設けられた」（資料①、p.1112）。また、平成19年6月には、「現行法において認められている頒布場所（街頭演説の場所）の箇所数を増加することによって、国政マニフェストを頒布することができるところを増加させることにより、その頒布機会を拡充する」（資料⑥、p.2）改正が行われた。 平成19年2月の改正では、「地方公共団体の長の選挙において、候補者の政見等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用ピラを頒布することができることとされ」（資料①、p.1086）、いわゆるローカル・マニフェストが解禁された。
文書図画の掲示の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のための文書図画は、次のものを除き、掲示することができない。 <ol style="list-style-type: none"> 選挙事務所を表示するために使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 候補者（衆院比例代表選を除く）が着用して使用するたすき、胸章及び腕章の類 演説会場で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 衆院小選挙区選、参院選挙区選又は知事選において候補者が使用する個人演説会告知用ポスター 	

<p>文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限</p>	<p>6. 候補者（衆院比例代表選を除く）、候補者届出政党又は衆院名簿届出政党等が使用する選挙運動用ポスター</p> <p>また、これらについては、3を除き、それぞれ数量、規格又は掲示箇所等の制限がある（143条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、違法な文書図画の掲示とみなされ禁止される（143条②）。 <ul style="list-style-type: none"> 著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできない（146条①）。 候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、推薦届出者の氏名、選挙運動員の氏名、候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等のあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示することは、選挙運動の目的の有無にかかわらず、上記の禁止を免れる行為とみなされ禁止される（146条②）。 <p>※ 文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為とは、「実際には選挙運動のために使用しながら、外形的には著述、演芸等の広告その他商店の広告等のように装うことという」（資料①、p.1187。）</p> <p>※ 候補者が選挙区内の者に対してあいさつ状を出す行為については、146条②とは別に、147条の2において時期を問わずに制限されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「著述や演芸の広告、会社や商店の営業広告の掲示、頒布又は年賀状、暑中見舞状の頒布等は、日常生活において一般的に行われているものであり、それ自体としてはなんら違法性をもつものではないが、これらに藉口して選挙運動のための文書図画と思われようなものが頒布、掲示される場合において、これらを放任することは、選挙の公正を害することとなり、選挙運動の文書図画の制限も無意味となるおそれがあることから、本条においてこれらの行為を禁止しようとするものである」（資料①、p.1187。） 昭和22年の選挙運動の文書図画等の特例に関する法律で初めて導入された。
<p>新聞広告の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙に関する新聞広告は、候補者（衆参の比例代表選を除く）、候補者届出政党又は名簿届出政党等がするものに限られる。また、これらについては、それぞれ回数及び規格等の制限がある（149条）。 選挙に関する新聞広告を掲載した新聞紙は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で頒布し、又は都道府県選管の指定する場所に掲示する場を除き、頒布又は掲示することができない（149条⑤）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新聞広告は、文書図画による選挙運動としてその効果は極めて大きく、これを自由に認めることは、直ちに選挙運動費用の増こうをきたし、他のいろいろの選挙運動の制限に関する規定が無意味なものともなることから、本条において、新聞広告について一定の制限を設けたものである」（資料①、p.1211。） 昭和22年の選挙運動の文書図画等の特例に関する法律で初めて導入された。

言論による選挙運動の規制の概要

項目	概要	背景・沿革等
<p>演説会の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のための演説会は、候補者が行う個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会又は衆院名簿届出政党等が行う政党等演説会を除き、開催することができない（161条、161条の2、164条の3）。 衆院小選挙区選、参院選挙区選又は知事選の候補者、候補者届出政党及び衆院名簿届出政党等の演説会については、それぞれ同時に開催できる箇所数の制限がある（164条の2①③）。 所定の公営施設を除き、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、電車、駅の構内等の特定の建物及び施設並びに病院等の療養施設では演説会を開催することができない（166条）。 	<p>「言論による選挙運動は、選挙運動の中でも最も基本的なものであり、できるだけ自由に自由に行うことができるようにすることが望ましく、なかでも個人演説会は、言論による選挙運動の中核をなすものであり、他の選挙運動に比べて比較的金のかからない運動方法でもある」が、「他面、個人演説会の回数制限の撤廃に伴って、往々にして有力な演説会場が特定の候補者によって独占されるおそれがあり、また、演説会用の文書図画が巷に氾濫することにもなりかねないの、…（中略）…同時に開催することができきる個人演説会を五箇所に限ることとしたのである」（資料①、pp.1263-1264）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和23年の選挙運動等の臨時特例に関する法律で、公営の立会演説会制度の採用とあわせて、個人演説会の回数制限や法定外の演説会の禁止など、演説会の開催を制限する規制が初めて定められた。昭和25年の公選法では演説会の開催が基本的に自由とされたが、昭和27年改正で、個人演説会の回数を制限し、法定外の演説会を禁止する規制が再び導入された。現在のようない個人演説会の開催箇所数の制限は、昭和44年、回数制限の撤廃と同時に新設された。一方、立会演説会は、「有権者に占める聴衆の割合が低下し」たことに加え、「特定の候補者の時間帯に候補者の動員した支持者のみが集まり他の候補者の時間帯になると一斉に退場する」というような現象がみられ、ますます長所が失われ形骸化し」（資料②、p.5）たことなどから、昭和58年改正で廃止された。

街頭演説の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のための街頭演説は、次のものを除き、行うことができず。 <ol style="list-style-type: none"> 演説者がその場所にとどまり、候補者（衆院比例代表選を除く）又は衆院名簿届出政党等に交付された標旗掲げて行う街頭演説 候補者届出政党又は衆院名簿届出政党等が停止している選挙運動用自動車又は船舶の上及びその周囲で行う街頭演説 また、これらについては、それぞれ同時に行うことができる箇所数の制限がある（164条の5、141条）。 <ul style="list-style-type: none"> 候補者の街頭演説については、選挙運動員の人数の制限がある（164条の7）。 午後8時から翌日午前8時までの間には街頭演説を行うことができず（164条の6①）。 街頭演説を行う者は、学校及び病院等の療養施設等の周辺では静穏を保持するように努めなければならない（164条の6②）。 街頭演説を行う者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないように努めなければならない（164条の6③）。 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、電車、駅の構内等の特定の建物及び施設並びに病院等の療養施設では街頭演説を行うことができず（166条）。 選挙運動のための連呼行為は、次のものを除き、することができない（140条の2①）。 <ol style="list-style-type: none"> 演説会場及び街頭演説の場所とする連呼行為 午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車又は船舶の上とする連呼行為 連呼行為をする者は、学校及び病院等の療養施設等の周辺では静穏を保持するように努めなければならない（140条の2②）。 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、電車、駅の構内等の特定の建物及び施設並びに病院等の療養施設では連呼行為をすることができない（166条）。 <p>※「連呼行為」とは、「短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返して呼称すること」ということとができる」（資料①、p.1045）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公選法以前には、昭和23年の選挙運動等の臨時特例に関する法律で、候補者が居合わせない街頭演説会を禁止する規制が設けられていた。現在のような街頭演説の箇所数や方法、時間帯に関する規制は、昭和27年の公選法改正によって導入された。また、昭和39年には学校等の周辺における静穏保持義務が、昭和56年には同一の場所にとどまってしまう街頭演説の回避義務が定められた。 平成19年には、「国政マニフェストの頒布方法の制限緩和の方法として、…（中略）…現行法において認められている頒布場所（街頭演説の場所）の箇所数を増加する」（資料⑥、p.2）改正が行われた。
連呼行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のための連呼行為は、次のものを除き、することができない（140条の2①）。 <ol style="list-style-type: none"> 演説会場及び街頭演説の場所とする連呼行為 午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車又は船舶の上とする連呼行為 連呼行為をする者は、学校及び病院等の療養施設等の周辺では静穏を保持するように努めなければならない（140条の2②）。 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、電車、駅の構内等の特定の建物及び施設並びに病院等の療養施設では連呼行為をすることができない（166条）。 <p>※「連呼行為」とは、「短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返して呼称すること」ということとができる」（資料①、p.1045）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「連呼行為は、昭和27年の公職選挙法の改正により、原則として禁止されるに至り、ただ例外として、標旗掲げて自動車、船舶等の上においてする場合のみ許されていた。その後、昭和29年の法改正により、更にその制限が厳しくなり、車上、徒歩を問わずすべて禁止され、ただ、演説会場及び街頭演説（演説を含む）の場所においてする場合のみ許されていたのであるが、昭和39年の法改正によって文書図画による選挙運動の規制が合理化されたことに対応するとともに、昭和38年11月執行の衆議院議員の総選挙における特例の実施の結果にもかんがみても、その制度がある程度緩やかされ」（資料①、p.1044）、一定の制限の下で選挙運動用自動車又は船舶の上とする連呼行為が再び認められることとなった。
選挙運動放送の制限	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ放送又はテレビ放送による政見放送は、候補者届出政党、参院選挙区選又は知事選挙の候補者及び名簿届出政党等が行うものに限られる（150条①③）。 放送設備は、政見放送及び経歴放送並びに選挙運動用拡声機の使用の場合を除き、選挙運動のために利用することができない（151条の5）。 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオによる公営の政見放送は、昭和22年の選挙運動の文書図画等の特例に関する法律で、まず参院の全国区選について制度化された。翌年の選挙運動の臨時特例に関する法律では、これが衆院選にも拡張されるとともに、新たに経歴放送の実施が規定された。昭和27年改正では、放送設備を使用して行う選挙運動を原則として禁止し、政見放送など法定のもののみを例外として認める規制が導入された。昭和38年にはテレビによる経歴放送が、昭和44年には同じく政見放送が開始された。

その他の選挙運動の規制の概要

項目	概要	背景・沿革等
選挙事務所の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙事務所は、候補者（衆院比例代表選を除く）若しくはその推薦届出者、候補者届出政党又は名簿届出政党等が設置するものを除き、設置することができない（130条①）。また、これらについては、それぞれ数の制限がある（131条①）。 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動することができない（131条②）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「選挙事務所について、選挙運動費用削減等の趣旨から、本条以下において一定の制限を加えているのである」（資料①、p.981）。 選挙事務所の数の規制は、大正14年法で初めて導入された。 選挙事務所の移動については、「選挙事務所を頻繁に移動し、また、移動のつど開所式等を催し、そこで、現行法で禁止されている飲食物提供まがいの行為を行うといった傾向が見受けられる」との批判があり、これを放置しておくことは、選挙に金がかかるとの弊害の一因ともなる」（資料⑧、p.5）ことから、昭和56年改正で規制が開始された。
休憩所等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができず（133条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 休憩所が「買収、偽造等の弊害を誘発し易く、適法な選挙運動の遂行にとつてむしろ弊害を伴うことが予想されるところにも、候補者間の無用な競争が激化するとも予想されるので、選挙の公正確保と候補者保護という二つの観点から禁止されたものと考えられる」（資料①、p.993）。 大正14年法で初めて導入された。

<p>自動車、船舶及び拡声機の使用の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機は、候補者（衆院比例代表選を除く）、候補者届出政党又は衆院名簿届出政党等が使用するものを除き、使用することができない。また、これらについては、それぞれ数等の制限がある（141条）。 候補者が使用する自動車又は船舶については、乗車又は乗船する者の人数の制限がある（141条の2）。 選挙運動用自動車の上では、停止した車上における演説及び午前8時から午後8時までの間に進行連呼行為を除き、選挙運動をすることができない（141条の3）。 選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめぬ目的をもって戸別訪問をすることはできない（138条①）。 選挙運動のために行われる次の行為は、いかなる方法で行う場合も、違法な戸別訪問とみなされ禁止される（138条②）。 <ol style="list-style-type: none"> 戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為 戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為 <p>※ 戸別訪問でいう戸とは、「必ずしも選挙人の居室に限られるものではなく、その勤務先の会社、工場、事務所、店舗等も含まれる」。また、「戸別訪問が成立するためには、訪問が二戸以上にわたって「連続して」なされることを要すると解するのが従来の通説である」が、「二戸以上を訪問するための第一着手としてなされたときは、一戸といえども戸別訪問に当たるとされている」（資料①、pp.1022-1023）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「自動車、拡声機等の使用が無制限に認められるときは、選挙運動費用の増こうをきたす結果となることを考慮して設けられたものと考えられる」（資料①、p.1051）。 自動車、拡声機等の数の規制は、昭和23年の選挙運動等の臨時特例に関する法律で初めて導入された。また、乗車人数の規制及び車上の選挙運動の規制は、昭和29年改正で導入された。
<p>戸別訪問の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめぬ目的をもって選挙人に対して署名運動をすることとはできない（138条の2）。 選挙に関し、公職に就くべき者等を予想する人気投票の結果を公表することはできない（138条の3）。 <p>※ 新聞社等の行う世論調査については、「その調査方式が投票の方法によるものであれば、その経過又は結果を公表することは本条違反となる。しかし、調査員が被調査者に面接したり、架電して口頭回答を得るような方法で調査をした場合は、ここにいいう「人気投票」には当たらない」（資料①、p.1035）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「戸別訪問による選挙運動が禁止されているのは、それが買収、利害誘導その他の違反行為を行う機会をつくり、選挙の自由、公正を害するおそれがあるほか、候補者及び選挙人ともにその類に堪えない等の弊害が予想されるためである」（資料②、p.225）。 大正14年法で初めて導入された。昭和25年の公選法では、「公職の候補者が親族、平素親交の同僚にある知己その他密接な関係にある者を訪問すること」を規制から除外する特例が設けられた。しかし、「このようないまじい例外規定が存在することとなつては、本条違反の認定は極めて困難となり、脱法行為が絶えず行われざるおそれがあった」（資料①、pp.1019-1020）。このことから、昭和27年改正で再び全面的に禁止された。 「平成5年に政府から提案された改正法案においては戸別訪問を自由化することとしていたが、審議過程において与野党が合意し、最終的には現行どおり戸別訪問は禁止するものとされ、現在に至っている」（資料①、p.1020）。
<p>署名運動の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙に関し、公職に就くべき者等を予想する人気投票の結果を公表することはできない（138条の2）。 選挙に関し、公職に就くべき者等を予想する人気投票の結果を公表することはできない（138条の3）。 <p>※ 新聞社等の行う世論調査については、「その調査方式が投票の方法によるものであれば、その経過又は結果を公表することは本条違反となる。しかし、調査員が被調査者に面接したり、架電して口頭回答を得るような方法で調査をした場合は、ここにいいう「人気投票」には当たらない」（資料①、p.1035）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「署名運動が禁止されたのは、これを放任しておくこと、戸別訪問の禁止や連呼行為の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるためである」（資料②、p.225）。 昭和27年改正で導入された。 「人気投票がその方法、動機において必ずしも公正であるとはいえないものも多く、まして、これを選挙に反映させるといふことは決して好ましいことではなく、弊害が多いので、その公表を禁止しようとしたものである」（資料②、p.226）。 昭和27年改正で、新聞紙及び雑誌に対して人気投票の結果等の掲載を禁止する規制が導入された。この規制が昭和31年改正で拡張され、現在のように人気投票の公表が全面的に禁止された。
<p>飲食物の提供の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動に関し、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く）を提供することはできない。ただし、候補者（衆院比例代表選を除く）は、例外的に、所定の範囲内で選挙運動員及び労働者に対して弁当を提供することができる（139条）。 「飲食物の提供が禁止されるのはすべての人についてであって、候補者が選挙運動員その他の第三者に提供する場合に限り、第三者が候補者や選挙運動員に提供する場合も、それが選挙運動に関しなされたものである限り、本条の禁止の違反となる」（資料①、p.1038）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「立法趣旨は、選挙運動は、その性質上飲食物の提供を伴い易いので、かかる物資の乱費を抑制することともに飲食物の提供による選挙運動費用の増こうを防ぎ、候補者の負担を軽くするためであると考えられる」（資料①、p.1037）。 物資統制の社会情勢下で制定された昭和23年の選挙運動等の臨時特例に関する法律で、湯茶を除く一切の飲食物の提供を禁止する規制が導入された。しかし、「情勢が一応安定すると、…（中略）…この規定は著しく社会通念に反することとなつたので、昭和29年の法改正の際に、湯茶のほかに、これに伴い通常用いられる程度の菓子の菓子等の提供と一定の条件による弁当の提供とが認められることとなつた」（資料①、p.1037）。
<p>気勢を張る行為の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動のため、自動車や連ね又は隊伍を組んで往來する等によって気勢を張る行為をすることはできない（140条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「気勢を張る行為が選挙の静穏を害し、選挙人の冷静な判断を失わせるおそれがあるからである」（資料②、p.227）。 気勢を張る行為に関する規制は、明治33年の衆議院議員選挙法改正で初めて導入された。昭和25年の公選法では、規制対象となる行為が縮小され、「選挙に関し」気勢を張る行為から「選挙運動のため」気勢を張る行為となった。

選挙運動期間外の活動の規制の概要

項目	概要	背景・沿革等
あいさつ状の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 候補者は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができない（147条の2）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成元年、金のかからぬ政治の実現と選挙の公正を確保するという観点から新たに立法された」（資料①, p.1195）。 国会議員については、昭和29年の衆参各院における虚礼廃止の申し合わせにより、すでに規制の立法化以前から時候のあいさつが禁止されていた（資料⑨, pp.567-568；資料⑩, p.2）。
あいさつを目的とする有料広告の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 候補者及び後援団体は、選挙区内にある者に対するあいさつを目的とする有料広告を新聞紙等に掲載せ、又は一般放送事業者等の放送設備により放送させることができない（152条①）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「選挙目当ての売名のないいわゆる名刺広告のような政治の実現と選挙の公正を確保するため、平成元年の法改正で追加されたものである」（資料①, p.1243）。
選挙期日後のあいさつ行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることはできない（178条）。 <ol style="list-style-type: none"> 選挙人に対して戸別訪問をすること 文書図画（自筆の信書及び答礼のための信書を除く）を頒布し又は掲示すること 新聞紙又は雑誌を利用すること 放送設備を利用して放送すること 当選祝賀会その他の集会を開催すること 気勢を張る行為をすること 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと 	<ul style="list-style-type: none"> 「選挙の期日後のあいさつ行為は、その性質からいえば、選挙運動とはいえないものであり、また、選挙終了後当該選挙の当落に関してあいさつし又はこれを受けることは、社会生活上通常のことと考えられるものであるが、あえてこれららの行為を禁止しているのは、選挙に関連して行われるものである限り、選挙の期日後であっても、そのため多くの費用を要したり、事後買取等の弊も少なくないと考えられたからである」（資料①, p.1325）。 昭和9年の衆議院議員選挙法改正で、選挙の期日後のあいさつ行為について内務大臣が命令で制限できることが規定され、同年の衆議院議員選挙運動等取締規則で規制の内容が定められた。昭和23年の衆議院議員選挙法改正では、規制が法律によって定められることとなった。

（出典）以下の資料を基に筆者作成。

- ①安田充・荒川敦編著『逐条解説 公職選挙法 上・下』ぎょうせい、2009。
- ②選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法（第14次改訂版）』ぎょうせい、2007。
- ③自治省選挙部編『選挙法百年史』第一法規出版、1990。
- ④二井関成『選挙制度の沿革』（現代地方自治全集第9巻）ぎょうせい、1978。
- ⑤柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで』九州大学出版会、1986。
- ⑥笠置隆範『公職選挙法の一部改正（比例代表選挙における街頭演説の箇所数の増加）について』『選挙時報』56（7・8）、2007.7・8、pp.1-5。
- ⑦古内晋『公職選挙法及び同法施行令の一部改正について』『選挙』37巻1号、1984.1、pp.2-10。
- ⑧谷合靖夫『公職選挙法の一部を改正する法律について』『選挙時報』30巻6号、1981.6、pp.1-17。
- ⑨『衆議院先例集 昭和53年版』衆議院事務局、1978。
- ⑩第20回国会参議院議院運営委員会会議録第5号 昭和29年12月6日